

かがわDX Lab オフィス(情報通信交流館オフィス)入居者募集要領

令和6年5月20日改訂

かがわDX Labは、香川県内を一つの生活圏として、デジタルによる地域課題解決を通じたまちづくりに取り組む官民共創のコミュニティです。

活動拠点施設には7室のオフィスを設けており、7室のうち、現在5室の入居者が決定しています。

引き続き、香川県及び県内すべての市町と一緒に、「DXによるまちづくり」に向けた新しいサービスをともに考え、ともに創り、ともにかがわのDXを推進していただける事業者を募集します。お気軽にお問い合わせください。

1 施設の概要

- (1) 名称 かがわDX Lab オフィス(情報通信交流館オフィス)
- (2) 所在地 香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟3階
 - ・JR 高松駅から徒歩約3分
 - ・高松空港からことでん高松空港連絡リムジンバス JR 高松駅行きで約40分
 - ・高松自動車道高松中央IC.から車で約20分
- (3) 募集オフィス
5号室及び6号室



オフィス番号	1	2	3	4	5	6	7
面積(m ²)	15.3 決定済	15.0 決定済	19.2 決定済	25.7 決定済	19.0	19.0	19.4 決定済
使用料(円/月)	61,200	60,000	76,800	102,800	76,000	76,000	77,600

敷金:なし

※使用料は消費税(10%)込みの額。

※光熱水費等は、別途負担いただきます。各オフィス内に個別メーターを設置していただきますので、施設全体の光熱水費等から面積按分により算出した額を請求します。

(4) 設備等

- ・空調設備 全体空調
- ・フロア OAフロア
- ・電話回線 各自契約が必要
- ・インターネット回線 共用の Wi-Fi 環境あり
個別に引き込みが必要な場合は、各自契約が必要
- ・その他 共用のテレワークブース、ミーティングブース、ドリンクコーナー等
(テレワークブース、ミーティングブース等は、オフィス入居者のほか、かがわDX Lab会員も使用します。)
専用の郵便受けあり

※オフィス内にはオフィス家具を設置しておりませんので、入居者にて御手配ください。

※スケルトン天井となっており、オフィスは完全に区切られた空間とはなっていません。また、オフィスのオープンインベーションスペース側の壁はガラス張りとなっています。

※駐車場は附属していません。

(5) 利用期間

3年以内(期間の更新あり。ただし、審査があります。)

2 応募者の要件

- (1) 「かがわDX Lab」の基本理念に共感し、行動憲章に則って活動する「かがわDX Lab」の会員であること(又は会員となる意思を有していること)。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (3) (1)・(2)について別紙誓約書に誓約する者。

※「かがわDX Lab」では、上記使用料とは別に、月額会費(5,000円)を負担いただきます。

3 応募方法

香川県電子自治体システムからお申込みください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3722



(1) 受付期間

毎月末日までにあった応募から順次面談及び入居の審査を実施し、空室が無くなり次第受付を終了します。

(2) 添付書類

【申請者が法人の場合】

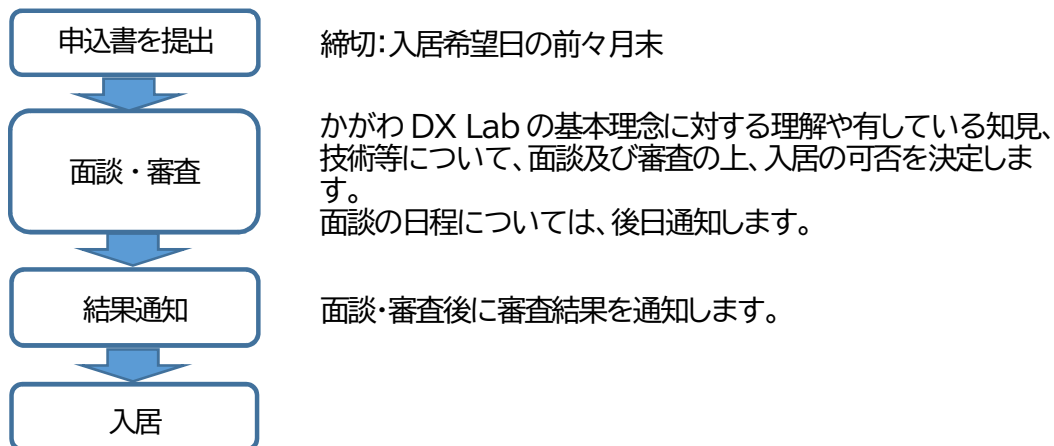
- ・ 現在事項全部証明書(3か月以内に取得したもの)の写し

【申請者が個人の場合】

- ・ 直近の確定申告書の写し
- ・ 「個人事業の開業届出書(控用)」の写しなど事業を開始した年月日が分かるもの

※オフィス使用料減額の要件を満たし、減額を希望する場合は、上記と併せて、香川県税の納税証明書(未納のない旨の証明)を提出してください。ただし、香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に記載されている者は、提出を省略することができます。

4 入居までの流れ



5 入居に際しての助成制度等

●オフィス使用料の減額

次の各号のいずれかに該当し、かつ香川県税に滞納がない者である場合に、オフィス使用料を減額します。

- (1) 香川県外に本社又は主たる事務所を有する事業者
- (2) 香川県内に本社又は主たる事務所を有する事業者のうち、オフィスの利用を開始する日において法人を設立した日(個人事業者の場合は、事業を開始した日)から起算して15年以内の者

減額率:オフィスの月額使用料の1/2

減額期間:3年間

高松市の助成を
利用できます！

●高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金

サテライトオフィスの利用料及び社員の滞在費の一部を助成します。

対象：本店又は主たる事務所の所在地が香川県外である企業

助成率：サテライトオフィスの月額利用料の3/4(最大1年分 上限額:30万円)
滞在費1人当たり15万円(最大2名分 上限額:30万円)

■問合せ先

高松市創造都市推進局産業経済部企業立地推進課
電話:087-839-2412(8:30~17:00 土日祝日を除く。)
E-mail:kigyorichi@city.takamatsulg.jp

6 問合せ先

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県 政策部 デジタル戦略総室 デジタル戦略課

官民連携・イノベーション推進グループ

E-mail:digital@pref.kagawa.lg.jp

電話:087-832-3140(8:30~17:15 土日祝日を除く。)

【誓約書】

情報通信交流館オフィスへの入居を申し込むに当たり、下記の内容について誓約します。

申請者は、

- ・ 「かがわDX Lab」の基本理念に共感し、行動憲章に則って活動する「かがわDX Lab」の会員です(又は会員となる意思を有しています)。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者には該当しません。

【参考】「かがわDX Lab」基本理念・行動憲章

●基本理念

人が輝く かがわのあしたを デザインする

～オープンにフラットにつながる、ここからみんなで挑戦する～

●行動憲章

(オープン)私たちは、かがわDX Lab で語り合った過程や結果を、可能な限りオープンにします。

(フラット)私たちは、顔の見える関係を大切にしつつ、互いに本音で語り合います。

(コネクト)私たちは、官民の垣根を越えて、人もデータもつながり、真にコンパクトな地域を目指します。

(トラスト)私たちは、デジタル技術の活用のみを目的とせず、住民の信頼のもと、真に必要なものを考え続けます。

(アクション)私たちは、10年、20年後のかがわの未来を見据え、変わることを恐れず、今から行動します。

(デザイン)私たちは、かがわが持っているポテンシャルと、デジタルをかけあわせて新しい価値をデザインします。

(チャレンジ)私たちは、現状にとらわれることなく、失敗を恐れず、挑戦し続けます。

(Well-being)私たちは、かがわを一つの生活圏としてとらえ、住民起点の誰一人取り残されない社会を実現します。